

「宇和特（聴・肢）防災マニュアルQ & A」

R8. 4

宇和特別支援学校（聴覚障がい・肢体不自由部門）

このマニュアルについて

本防災マニュアルは、地震・風水害等の自然災害、特に今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震を含む大規模災害に備え、幼児児童生徒の安全を最優先に確保することを目的として作成しました。実際に大地震が発生したとき、学校はどう対応するか、保護者はどう行動したらよいか、という点に焦点を当て、Q&A形式にまとめたものです。実際の地震が発生した場合には、マニュアル通りにはいかない場面も出てくると思います。ただ、本マニュアルを行動の基本とし、いざというとき、家庭と学校が連携して幼児児童生徒の大切な命を守れるよう、本マニュアルを御活用ください。

防災Q & A

1 地震発生時の全幼児児童生徒の安全確保と引渡し

Q 1 児童生徒が学校にいるとき地震が起きた。学校はどう対応する？

A 1（地震発生時の学校の対応）

地震発生時、教職員は幼児児童生徒の安全確保を第一に行動し、地震が収まった後、被害状況（幼児児童生徒のけがや施設設備の状況など）を把握します。

けが人がいた場合は、保健室等で対応し、必要があれば病院へ搬送します。搬送先の決定は、「引渡しカード」の記述及びけがの状況により学校が判断します。（保護者との連絡が取れる場合には、保護者に確認の連絡をする場合があります。）

Q 2 保護者はどうすればよい？

A 2（地震発生時の保護者の行動と幼児児童生徒の引渡し）

西予市に震度5弱以上の地震が発生した場合、単独通学生を含む全ての幼児児童生徒について、保護者（あるいは代理者）に学校まで来ていただき引き渡します。また、西予市の震度が4以下でも、居住地に震度5弱以上の地震が発生した場合、発生地域（市町単位）の幼児児童生徒は保護者へ引き渡すことを基本とします。

電話やメールが使えず、学校からの情報が全くこないことも予想されますが、その場合でも迎えに来てください。

交通状況や交通手段によりすぐに学校まで来られないことや、遠方で時間が掛かることも予想されます。迎えに来ていただくまでは学校で幼児児童生徒を預かります。

※ 引渡しは、「引渡しカード」の記載内容に基づいて行います。保護者が来られない場合は、引渡しカードに書かれた代理者でもかまいません。原則、記入された方以外には引渡しをしません。

Q 3 学校からの情報を得られる方法は？

A 3 (保護者への連絡方法)

災害時には、被災地などへ通話が集中することから、電話（固定電話、携帯電話を問わず）での連絡が取れなくなることが予想されます。また、メールやインターネットなどの通信がつかない場合もあり、情報が全く得られないことも考えられます。

学校が準備をしている連絡方法としては、マチコミメール、災害時に通話等の発信が優先的に行える「災害時優先電話」（学校からの発信のみ）と「NTT西日本の災害用伝言ダイヤル」の三つがあります。

Q 4 災害用伝言ダイヤルの使い方は？

A 4 (災害用伝言ダイヤルによる情報を得る方法)

- ① 171をダイヤルする。
 - ② 2 をダイヤルする。
 - ③ 0894-62-0061 をダイヤルする。
- ※ 複数の伝言があるときは、必要な伝言内容を御確認ください。
- ※ 一つの伝言時間は30秒で、保存時間は6時間です。



※ 災害用伝言ダイヤルは家族間でも使用することができます。その場合は、上記③の電話番号が自宅の電話番号となります。以下の日時には体験利用ができます。手順を覚えて利用できる生徒の場合には、御家庭で手順を確認してください。

<体験利用可能日時>

- ・ 毎月 1 日及び15日 00:00～24:00
- ・ 正月三が日 (1月1日00:00～1月3日24:00)
- ・ 防災週間 (8月30日9:00～9月5日17:00)
- ・ 防災とボランティア週間 (1月15日9:00～1月21日17:00)

2 スクールバス運行中（登校時及び下校時）のスクールバス生の安全確保と引渡し

Q 5 スクールバスは安全確保のため、どうする？

A 5（スクールバス運行中に地震が発生した場合のスクールバス及び学校の対応）

地震発生時、スクールバスは安全な場所に停車します。揺れが収まった後、乗務員が幼児児童生徒の状況を確認し、学校へ現在地と被害状況を伝えます。その後、以下の流れで対応します。

- ① 運行経路上の一時避難場所へ向かい、現地の方に支援の要請をします。

津波の到達が予想される地域（三瓶、八幡浜、宇和島）で被災した場合、津波を避けられる場所に向かい、その近くの一時避難場所へ向かい、現地の方に支援の要請をします。

- ② けが人がいる場合、スクールバスに積んでいる救急用品で応急処置を行います。

医療機関への搬送が必要な場合は、（ア）現地の方の支援や救急車により、もしくは（イ）学校からの応援を待って、最寄りの医療機関への搬送を行います。

- ③ 学校から、救護班、救急医療班、保護者連絡班を編成し、教職員を派遣します。

その後、状況を見てスクールバスは学校へと戻ります。それまでに、保護者が迎えに来られない場合、幼児児童生徒は学校で預かります。

※ バスに常備している携帯電話等での連絡がつかない場合も、上に記した動きを基本とします。

Q 6 スクールバス生の保護者はどうすればよい？

A 6（スクールバス運行中に地震が発生した場合の保護者の行動）

震度5弱以上（運行している場所の震度を基にします）の地震が発生し、スクールバスや学校からの連絡がない場合、運行経路途中の一時避難所（学校が指定）に行ってください。その場所で幼児児童生徒の引渡しを行います。

なお、その場の状況判断により、スクールバスが学校まで戻ることもあります。一時避難所に行き、スクールバスが来ていない場合には、一次避難所を出て、学校まで迎えに来てください。幼児児童生徒は学校での引渡しとなります。

※ 引渡しは、「引渡しカード」の記載内容に基づいて行います。保護者が来られない場合は、引渡しカードに書かれた代理者でも構いません。原則、記入された方以外には引渡しをしません。

Q 7 スクールバスの状況を知る方法は？

A 7（情報を得る方法）

マチコミメール、災害時に通話等の発信が優先的に行える「災害時優先電話」（学校からの発信のみ）と「NTT西日本の災害用伝言ダイヤル」で、スクールバスの状況をお知らせします。（Q 3、Q 4の記述を参照してください。）

3 単独通学生が登校又は下校時に地震が発生した場合

Q 8 地震発生時、単独通学生に対する学校の対応は？

A 8 (単独登下校中に地震が発生した場合の学校の対応)

まず、一人一人の状況の把握を行います。本人あるいは保護者との連絡がつかない場合は、報道内容や公共交通機関や警察、行政から情報を得ます。場合によっては、全く連絡がとれないことも予想されます。その場合は、地震発生時刻から被災場所を特定し、生徒の待機が予想される避難所や待機場所へ教職員を派遣します。本人と合流した後、避難所で保護者の迎えを待ちます。

Q 9 公共の交通機関を利用している場合、単独通学生が地震発生時に取る行動は？

A 9 (単独登下校中に地震が発生した場合の生徒の行動：公共交通機関利用時)

地震が発生した場合、まず、その場で一番安全な場所を確認し、自分の身を守る行動を取ります。地震が収まった後、交通機関の方の指示に従って行動します。そのとき、携帯電話（電話やメール）での連絡がつく場合には、保護者と学校へ自分の居場所や状況などを伝えます。

連絡がつかない場合には、交通機関の方や現地の方の支援を受けて、指示に従って行動します。もし、近くの避難場所に行った場合には、現地の方の支援を受けて過ごし、連絡がつき、家族や教職員が到着するまで、その場を離れずに待ちます。

Q10 徒歩や自転車での単独通学生が地震発生時に取る行動は？

A10 (単独登下校中に地震が発生した場合の生徒の行動：徒歩、自転車利用時)

地震が発生した場合、まず、その場で一番安全な場所を確認し、自分の身を守る行動を取ります。地震が収まった後、自宅に近い場所では自宅へ、学校に近い場所では学校へ戻ります。携帯電話（電話やメール）での連絡がつく場合には、保護者へ自分の居場所を連絡し、状況を保護者に伝えます。

連絡がつかないときにも、自宅に近い場所では自宅へ、学校に近い場所では学校へ戻ります。自宅や学校への移動が難しい場合には、現地の方の支援を受け、近くの避難場所に行き、現地の方に支援の要請をします。一時避難所へ家族や教職員が到着するまで、その場を離れずに到着を待ちます。

Q11 単独通学生の保護者はどうしたらよい？

A11 (単独登下校中に地震が発生した場合の保護者の行動)

まず、生徒と連絡を取り合います。連絡が取れ、居場所が分かった場合には、現地へ迎えに行きます。

連絡が取れない場合には、可能な範囲で、居場所を想定して迎えに行きます。公共交通機関利用時には、現地近くの避難所に行く可能性が高いので、そこへ向かいます。徒歩や自転車通学の場合には、学校や自宅に向かうことも考えられます。現地の方の支援を受けて避難場所へ向かうことも考えられます。可能性の高い場所を考えて、生徒本人を迎えに行きます。

※ 学校も、被災場所を特定し、現地へと向かいますので、学校からの情報の確認をお願いします。（Q 8を参照してください。）

3 伊方原発で事故が発生した場合

Q12 幼児児童生徒が学校にいるときに伊方原発で事故が発生した場合、学校はどのように対応する？保護者はどう行動する？

A12（原発事故発生時の学校の対応）（原発事故発生時の保護者の行動と幼児児童生徒の引渡し）

西予市から伝えられる事態レベルや防護措置情報（以下の一覧表を参照）を元に、幼児児童生徒の屋内退避・待機を行うとともに、保護者に迎えを要請します。通信手段が使用できない場合にも、保護者への引渡しが基本となりますので、迎えをお願いします。

なお、八幡浜市、大洲市、西予市三瓶在住者については、学校よりも原発に近い場合、避難方法（自宅への帰宅、自宅以外への避難等）を個別に確認します。また、他の地域においても、迎えに来ることで保護者の危険が予想される場合には、状況に応じて行動してください。事故発生の場合、保護者への引渡しが基本となりますが、迎えまで、幼児児童生徒は学校で待機をし、保護者との連絡により対応を進めます。個別に電話等での連絡を取る必要がありますが、学校の電話が混雑することが予想されるため、学級担任の携帯電話等で連絡を取ることとします。

Q13 登下校中に伊方原発で事故が発生した場合、学校はどのように対応する？保護者はどう行動する？

A13（登下校中の原発事故発生時の学校の対応）（登下校中の原発事故発生時の保護者の行動と幼児児童生徒の引渡し）

基本的に通学生（スクールバス生、単独通学生）の帰宅及び保護者引渡しを行います。地震発生時の対応に準じた形で対応します。

スクールバス生：Q5～Q7参照

単独通学生：Q8～Q11参照

(参考) 西予市の避難行動計画と学校の対応

		区分（段階）	西予市の対応	学校の対応
原子力施設内に留まるレベルの放射能漏れなどによる緊急事態	①	警戒事態（Aレベル） ※ 緊急ではないが異常の発生又はその恐れあり。避難の準備を開始する必要がある。	・市役所に災害警戒本部を設置 ・伊方発電所の事故等の状況を広報	・児童生徒は屋内に待機する。 ・情報収集、対応について協議 ・西予市の警戒事態発生、施設敷地緊急事態発生について保護者へ連絡し迎えを要請する（一斉メール及び電話等） ・伊方町、八幡浜市、大洲市、三瓶在住者については、避難方法を個別に確認する。（自宅への帰宅もしくは、自宅以外の場所への避難） ・保護者への引渡し
	②	施設敷地緊急事態（Bレベル） ※ 放射能漏れなどが発生。原発5Km以内の地域において、緊急時に備えた避難等予防的防護措置を開始する必要がある。	・市役所に災害対策本部を設置 ・住民に帰宅要請を広報	
	③	全面緊急事態（Cレベル） ※ 放射能漏れなどが発生。原発5Km以遠30Km以内の地域においても、迅速な防護措置を実施する必要がある。	・「原子力緊急事態宣言」発令 ・屋内退避指示、避難準備等を広報 ・災害時要援護者の避難を指示	・情報収集、対応について協議 ・学校において屋内退避 ・西予市の緊急事態宣言発令及び屋内退避の対応について保護者へ連絡 ・伊方町、八幡浜市、大洲市、三瓶在住者については、避難方法を個別に確認する。（自宅への帰宅もしくは、自宅以外の場所への避難） ・保護者への引渡し
放射性物質放出への	④	緊急防護措置（避難）	・避難指示区域を設定 ・避難指示を広報 ・安定ヨウ素剤を配布（国の指示）	・情報を収集 ・対応について協議 ・西予市の避難指示発令について保護者へ連絡 ・広域避難の方法について個別に確認する。（保護者への引渡しが原則） ①自宅へ戻り在住自治体の対応に応じる。 ②西予市の一時集結所を経由して各避難先の避難経路所を目指して広域避難をする。 ③西予市のバスにより広域避難をする。 ・保護者への引渡し
		早期防護措置（一時移転）		